

1. 総合評価方式について

総合評価方式については、価格と品質が総合的に優れた調達方法により、工事品質の確保を図るために、平成20年度から試行しているところですが、平成23年度以降、東日本大震災の影響により、復旧・復興工事の早期の完成を最優先に考え、総合評価方式の入札の実施を見合わせていました。

平成30年度から建設工事の品質確保を図るとともに、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、優良な建設業者の育成を図るため、総合評価方式を再開していましたが、この度、評価項目の一部見直しを行いました。

2. 総合評価方式対象工事

設計金額が1千万円以上1億5千万円未満の案件のうち、郡山市契約審査会の審議を経て選定するものとします。

3. 低入札価格調査制度について

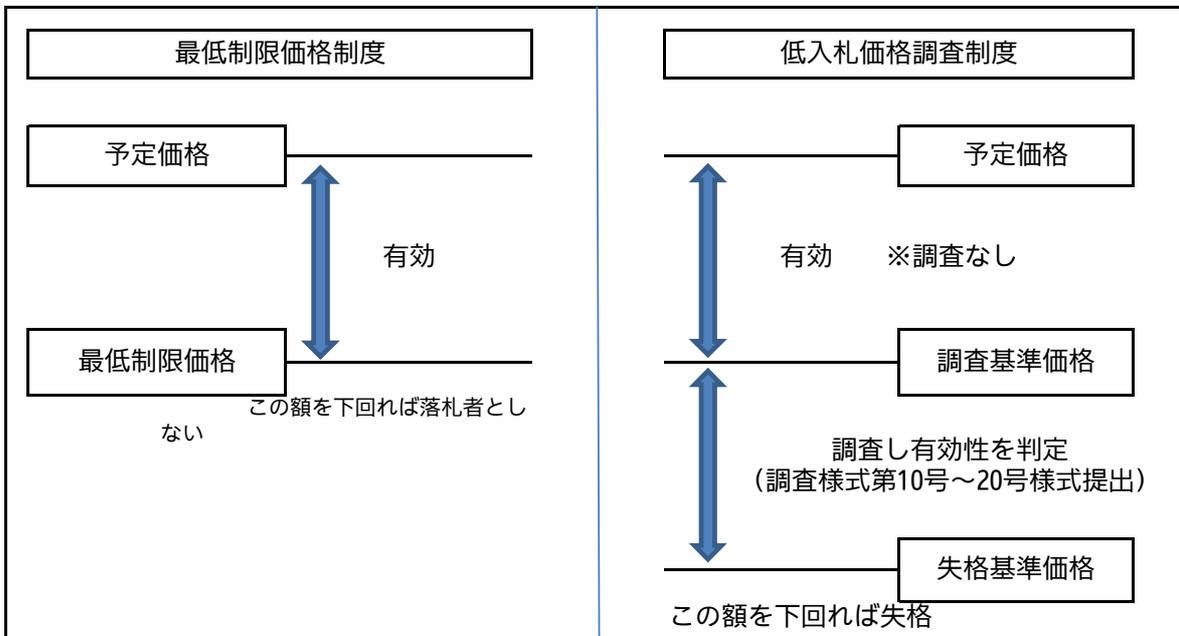
市が発注する建設工事に係る競争入札において、最低制限価格制度を導入しておりますが、総合評価方式で発注する工事におきましては、低入札価格調査制度を導入しています。

最低制限価格制度
あらかじめ設定された「最低制限価格」を下回る入札があった場合に、その入札者は「落札者とならない」制度です。

低入札価格調査制度
あらかじめ設定された「調査基準価格」を下回る入札があった場合に、その入札価格で適正な履行が可能であるか否かについて調査した上で落札者を決定する制度です。調査基準価格は非公表です。

(下記イメージ図参照)

最低制限価格と低入札価格調査制度について (イメージ図)



《失格基準の算定方法》

(1)~(4)についてそれぞれ算定した額(1円未満の端数切り捨て)を合計したものが失格基準価格です。

- (1) 直接工事費 直接工事費の額×95%
- (2) 共通仮設費 共通仮設費の額×90%
- (3) 現場管理費 現場管理費の額×90%
- (4) 一般管理費 一般管理費の額×50%

4. 令和7年度の改正点について（簡易型、特別簡易型共通）

1 「企業の技術力」に関する評価の見直し 4.0点→6.0点

新たに「新技術の活用」、「CCUSの活用」、「ASPの活用」及び「指名停止措置」に関する評価項目を設定し、評価します。

○新技術の活用（新規評価項目 1.0点）

（新規）



評価基準	評価点
登録有り	1.0点
施工実績有り	0.5点
登録及び施工実績無し	0点

○CCUSの活用（新規評価項目 0.5点）

（新規）



評価基準	評価点
導入有り	0.5点
導入無し	0点

○ASPの活用（新規評価項目 0.5点）

（新規）



評価基準	評価点
実績有り	0.5点
実績無し	0点

○指名停止措置（新規評価項目 減点項目）

（新規）



評価基準	評価点
指名停止措置有り	-1.0点
指名停止措置無し	0点

2 「配置予定技術者の技術力」に関する評価の見直し

評価項目のうち、「資格保有年数」の項目を見直し、「保有資格」として設定し直しました。

○資格保有年数→保有資格（0.5点）

評価基準	評価点
資格保有10年以上	0.5点
資格保有5年以上10年未満	0.25点
資格保有5年未満	0点



評価基準	評価点
1級施工管理技士、一級建築士 又は技術士（資格保有10年以上）	0.5点
1級施工管理技士、一級建築士 又は技術士（資格保有5年以上 10年未満）	0.25点
上記以外	0点

詳細につきましては「郡山市建設工事総合評価方式試行要綱」をご確認ください。

掲載場所：郡山市役所ウェブサイト トップページ>分類でさがす>市政情報>市政運営>要綱・要領>契約検査課所管の要綱・要領等>工事等契約 4 郡山市建設工事総合評価方式試行要綱

案件ごとの評価方法の詳細及び提出書類に関する留意事項等は情報公開システムに掲載しますので、御確認ください。

問い合わせ先
郡山市契約検査課
TEL：024-924-2601